

## 4 これからの生活

**Q** : 離婚すると経済的に苦しくなります。

**A** : 離婚の経済的な影響は確かに深刻な問題です。

父親からの慰謝料、民事的な賠償、養育費などが得られればまだしも、難しい場合も少なくありません。母子家庭になれば児童扶養手当が受けられますが、十分な金額とはいえません。住まいのことも経済的な問題と密接に関係してくるでしょう。

どのような援助を受けることができるか、市町村の担当者と相談することが必要です。そこでは生活保護や母子生活支援施設の利用などについても相談することができます。

**Q** : 子どもが通う学校にはどこまで話す必要がありますか？

**A** : 学校には守秘義務という秘密を守らなければいけない義務が課せられていますので、秘密が他の子どもや他の家庭にわかることはありません。学校での子どもの様子、虐待者の動きなどのことを考えると、事情を知ってもらったうえで関わってもらうことが大切です。しかし、誰にどこまで知ってもらうかは、個別に考えていった方がよいことです。

**Q** : 子どもの兄弟、姉妹にはどんな対応をすればよいのでしょうか。

**A** : 兄弟、姉妹が被害を目撃していたり、あるいは被害を受けていた子どもから打ち明けられていたりすることもあります。たとえ、直接被害を受けていないとしても何らかの傷つき、不安を抱えている可能性があります。

虐待を受けていた子どもを守る時には、当然兄弟、姉妹にも影響が生じます。時には住み慣れた家を出たり、友達と会えなくなることもあるかもしれません。子どもたちには、今何が起きていて、これからどうなっていくのかを納得がいくように説明することが必要です。どのように兄弟、姉妹に話していくか、その点も一緒に考えていきましょう。

中には「寝た子を起こすことになるのでは？」と思われる方がいるかもしれませんが、家庭内の暴力、虐待にさらされた子どもたちは、子どもたちなりにいろんなことを疑問に思っています。また全然説明がないのを不思議に思っています。小さい子どもには小さい子なりにわかるように説明してあげることが大切です。

## 5 児童相談所について

**Q：児童相談所は、なぜ私たちに関わるのですか。**

A：神奈川県には児童相談所が5つありますが、児童相談所の仕事は、児童福祉法という法律に基づいています。児童相談所には、児童福祉司(ケースワーカー)、児童心理司、保健師、児童精神科医など子どもの支援を専門とする職員が働いています。

子どもの勉強のことや不登校など、ご家族からの求めに応じて相談をお受けする場合と「児童虐待防止法」といった法律に基づいて、子どもへの虐待のことでご家族にかかわっていく場合とがあります。

性的虐待は児童虐待にあたるので、後者になります。相談、援助、治療ばかりでなく、法律に基づいて子どもを保護する、親権の一時的停止効果のある措置をとるなど、強制力を伴う動きを児童相談所が行うことがあります。

しかし、「子どもの安全と安心、安定した生活環境づくり」は児童相談所の一方的な指導だけでは十分ではありません。たとえ法律に基づいたかかわりであっても、児童福祉司ら担当者は、母親と協力して子どもたち、ご家族全体の幸せを築いていきたいと思っています。

**Q：一時保護所のことを教えてください。**

A：一時保護所とは、子どもたちが一時的に生活する場所です。利用する理由は、虐待ばかりでなくさまざまです。入所している子どもたちの年齢も幼児から高校生まで幅があります。

子どもの虐待が理由の場合は、調査の間、また家庭で「子どもの安全と安心、安定した生活環境」が確保されるまで、また、その準備に必要な間、入所します。



子どもたちも突然初めての場所に来て、いろいろな不安を感じています。そのため児童指導員、保育士など専門のスタッフが、子どもたちをサポートします。食事は栄養士が栄養価に配慮したおいしい料理を提供します。部屋についても、子どもたちの様子や年齢に配慮して決めています。勉強もスポーツも一時保護所の中で指導します。病院にかからないと行けない時は、職員が付き添って受診できます。

非虐待者の親の立場であっても、子どもへの面会が制限されている場合もあると思います。子どもたちのことを一番に考えてのことですので、担当の児童福祉司と面会、連絡についてはよくご相談下さい。

一時保護所を利用する期間は2ヶ月を超えてはならないとされていますが、必要な場合は延長することができます。その後、家庭に戻れる場合もあれば、里親家庭や児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームなど子どもの施設を利用する場合があります。

## おわりに

場合によっては非虐待の立場の親であっても、何も事前に告げられず、突然子どもが一時保護所に保護されたような形で児童相談所がかかわることになっていたかもしれません。またはお母さんが自らの意志で、児童相談所に来られ、相談、子どもの一時保護を求めてきたのかもしれません。

お母さん方の中には児童相談所に対してさまざまな思い、お気持ちがおありと思います。ですが、児童相談所は子どもたちの幸せを願うということにおいて、ご家族の皆様と全く同じ目標を持っています。

神奈川県中央児童相談所には虐待対策支援課(子ども家庭サポートチーム)があります。性的虐待ケースに多く関わってきた職員とあわせて児童精神科医、弁護士などが嘱託として配置されています。

子ども家庭サポートチームに直接面接や相談をご希望される場合は、担当の児童福祉司を通じて希望をお伝えください。

私たちの作成したこのパンフレットが少しでもお役に立てば幸いです。

